

花巻市パブリックコメント制度に関する指針（平成 19 年 2 月 9 日）新旧対照表（案）

現 行	改正後
<p>第 1 ～第 3 （略）</p> <p>第 4 実施の周知及び公表の方法等</p> <p>1 パブリックコメントを実施する際は、広報はなまき、市のホームページ_____に掲載するほか、必要に応じて次の方法を活用し十分な周知に努めるものとする。ただし、特定の地域を対象としたものについては、広報はなまきでの周知が難しいため、特定地域内への全戸配布など、効果的な方法により周知するものとする。</p> <p>_____</p> <p>(1) 報道機関への発表</p> <p>(2) 担当部署及び総合支所や振興センターなど市民が多く利用する施設への資料の備えつけ</p> <p>(3) その他適当と認める方法</p> <p>2 計画等の案を公表するときは、その案と関係資料及び関係する情報（以下「案等」という。）を総合政策部総務課、総合支所地域振興課、振興センター及び図書館等市の施設に備えつけるとともに、市のホームページに掲載しなければならない。</p> <p>第 5 ～第 1 1 （略）</p>	<p>第 1 ～第 3 （略）</p> <p>第 4 実施の周知及び公表の方法等</p> <p>1 パブリックコメントを実施する際は、広報はなまき、市のホームページ、<u>SNS</u>に掲載するほか、必要に応じて次の方法を活用し十分な周知に努めるものとする。ただし、特定の地域を対象としたものについては、広報はなまきでの周知が難しいため、特定地域内への全戸配布など、効果的な方法により周知するものとする。</p> <p>(1) <u>コミュニティFM放送、有線放送</u></p> <p>(2) 報道機関への発表</p> <p>(3) 担当部署及び総合支所や振興センターなど市民が多く利用する施設への資料の備えつけ</p> <p>(4) その他適当と認める方法</p> <p>2 計画等の案を公表するときは、その案と関係資料及び関係する情報（以下「案等」という。）を総合政策部総務課、総合支所地域振興課、振興センター及び図書館等市の施設に備えつけるとともに、市のホームページに掲載しなければならない。</p> <p>第 5 ～第 1 1 （略）</p>